特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	国税関係（受付）事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国税庁は、国税関係（受付）事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・番号制度に関する税務上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたため、国税当局は特定個人情報を保有することになる。 ・国税電子申告・納税システム（e-Tax）において、申告、法定調書、各種申請・届出の情報を受付（収受）するに当たり、改ざん検知及びなりすまし防止のため、電子署名を用いているほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために、TLSによる暗号化通信を行っている。 ・e-Taxのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（※1）を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証（ISO/IEC27001:2005・JISQ27001:2006（※2）に基づく認証）を取得した。 （※1）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために、必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことである。 （※2）平成26年に「ISO/IEC27001:2013・JISQ27001:2014」を取得した。

評価実施機関名

国税庁長官

公表日

令和7年6月20日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国税関係（受付）事務
②事務の概要	・国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現等を任務としているところ、特定個人情報保護評価における特定個人情報ファイルの取扱いの観点からは、所掌事務は、①国税関係（受付）事務、②国税関係（賦課・徴収）事務に大別される。①国税関係（受付）事務においては、個人番号が記載された所得税や消費税の申告書等の収受を行う。ただし、本評価の対象となる特定個人情報ファイルは、電子計算機用ファイルのみとされることから、本評価書においては国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）による受付事務のみが取り扱われることとなる（紙や電子媒体による申告書等については、その処理等について②国税（賦課・徴収）事務において取り扱われる。）。②国税（賦課・徴収）事務においては、受け付けた申告書等の処理、納税者からの納税の管理、納税者への還付金の支払、税務調査による適正な申告がなされていることの確認及び期限内に納税がない者への滞納整理等を行う。 ・これらの一連の業務には、国税総合管理（KSK）システム及びe-Tax等のシステムが利用されている。 ・国税関係（受付）事務は、税務署等において、書面で個人番号が記載された申告書、法定調書、申請・届出書を受け付けるほか、e-Taxにおいては、申告、法定調書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネット、専用線又は認定クラウド等※を通じて受付（収受）を行うものである。 ・納税者等から、公金受取口座の登録を希望する所得税の還付申告書等の提出があった場合、当該登録を希望した者に係る預貯金口座の情報を「口座情報登録システム」に連携する。 ・納税者等から、公金受取口座の利用を希望する所得税の還付申告書等の提出があった場合、当該利用希望者に係る預貯金口座の情報について、e-Taxから情報提供ネットワークシステムを通じて「口座情報登録システム」から受領し、当該口座に還付金を還付する。 ・投資家の投資簿価残高の総額を最新の取引金融機関に提供するため、最新の投資者情報を認定クラウド等（NISAクラウド）に連携する。 ・納税者から、マイナポータル経由で自己情報の連携依頼があった場合、源泉徴収票や住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書の自己情報をe-Tax内で特定し、マイナンバーを含まない個人情報を連携する。 ※「認定クラウド等」とは、申請等を行う者又は国税庁が利用するクラウドサービス又はオンプレミスで、申請等を行うため又はNISAの各金融機関における投資簿価残高の合計額を算出し、当該合計額を最新の取引金融機関に提供するために利用することを前提として提供事業者が国税庁長官の認定を受けているものをいう。 なお、提供事業者が国税庁長官の認定を受けるためには、認定の対象となるクラウドサービス又はオンプレミスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置が講じられていること、サーバが日本国内に所在していることなど、国税庁告示で定める要件に適合することが必要となる。
③システムの名称	国税電子申告・納税システム（e－Tax）

2. 特定個人情報ファイル名
国税電子申告・納税特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） ・別表（第9条関係）　第25の項、第36の項、第57の項 2　国税通則法（昭和37年法律第66号） ・第124条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等） 3　その他、所得税法（昭和40年法律第33号）第194条（給与所得者の扶養控除等申告書）第1項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）第5条（国外財産調書の提出）等、税務関係書類に個人番号の記載を求めている規定 4　租税に関する相互行政支援に関する条約第6条（自動的な情報の交換）等 5　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第5条（登録の特例等）、第9条（公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第50の項、第82の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
②所属長の役職名	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	開示・訂正・利用停止請求に係る保有個人情報を保有する部局で受け付ける。具体的には、以下のとおりである。 国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 国税不服審判所管理室 各国税局（所）総務部総務課 国税不服審判所各支部管理課 各税務署総務課 ※　各請求先の住所・電話番号等については、国税庁ホームページを参照。 （https://www.nta.go.jp/about/disclosuer/madoguchi/index.htm）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	同上

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年5月30日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年5月30日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報が含まれたデータを消去する際に職員の人手を介在させる作業が発生する。 ・「情報セキュリティ実施細則」において、情報として保存された行政文書のうち、保存期間を満了し廃棄すべきものについては、「国税庁行政文書管理規則」の規程に基づき確実に消去しなければならないと規定している。 ・削除対象データについては、システム管理者から許可を得た職員が削除対象を指定することで消去することとし、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにする。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） ・第9条（利用範囲）関係別表第1　第17の項、第23の項、第38の項 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略）	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） ・別表（第9条関係）　第25の項、第36の項、第57の項 2 （同左） 3 （同左） 4 （同左） 5 （同左）	事後	時点修正（重要な変更に当たらない）
令和7年6月20日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） ・第19条（特定個人情報の提供の制限）関係別表第2　第57の2	○　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第50の項、第82の項	事後	時点修正（重要な変更に当たらない）
令和7年6月20日	Ⅳリスク対策 8　人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事後	様式改訂に伴う修正（重要な変更に当たらない）
令和7年6月20日	Ⅳリスク対策 8　人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠	（新設）	特定個人情報が含まれたデータを消去する際に職員の人手が必要となるが、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報として保存された行政文書のうち、保存期間を満了し廃棄すべきものについては、「国税庁行政文書管理規則」の規定に基づき確実に消去しなければならないと規定し、また、削除対象データについては、システム管理者から許可を得た職員が削除対象を指定することで消去することにより、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにしている。	事後	様式改訂に伴う修正（重要な変更に当たらない）